帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項を削り、同項第三号の表中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつて、チャネル間隔が五MHzのものに限る。）の項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第一号の表中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項を削り、同項第二号の表中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項を削り、同項第二号の表中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第一号の表中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項を削り、同項第二号の表中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）」及び「（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）」を削り、第一号の表中「（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項から第七項までにおいて同じ。）」及び「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項を削り、同項第二号の表中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同表陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）	八一五MHzを超え八五〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八九五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）四八・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項から第八項までにおいて同じ。）以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）三八・八デシベル以下の値
	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一〇一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）	八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下	任意の三〇kHz幅で（一）六〇デシベル以下の値
		イ　八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九四〇MHz以下	任意の三〇kHz幅で（一）八〇デシベル以下の値
	八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
		ア　八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）八一デシベル以下の値
		イ　八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三	任意の一MHz幅で（一）六一デシベル以下の値